

研究論文 R 岡山県における外国人介護士と彼らを取り巻く人々の経験より： 外国人介護士受け入れ担当者の声

Migrant caregivers and the experiences of people around them in nursing care workplaces and local community in Okayama, Japan: the voices of people who are in charge of accepting migrant caregivers.

坂入 悦子*
Etsuko SAKAIRI

This study seeks to understand the experiences of people who are in charge of accepting migrant caregivers into nursing care facilities in Okayama Prefecture, and issues that arise in the workplace and community. Semi-structured interviews were conducted with eleven coordinators at nine facilities. Their narratives were analyzed using critical theory; themes emerged related to the community and existing systems. From the community, these were problems involving (1) picking fruits from public places, (2) garbage, (3) circular notices, (4) real estate, and (5) cultural differences regarding food. As for existing systems, the emerged issue is (1) opacity of lump-sum withdrawal payments.

Key words: Migrant caregiver acceptance coordinators, Okayama Prefecture, Community, Nursing care facilities, Lump-sum Withdrawal Payments

本研究は、岡山県の介護施設の外国人受け入れ担当者が外国人介護士受け入れにあたり職場や地域でどのような経験をしているのかを理解することを目的として行った。11名の外国人介護士受け入れ担当者に半構造化面接を行い、彼らのナラティブを批判的理論を用いて主題分析を行った。本稿ではその中から地域社会と現行制度の問題を中心に述べる。地域社会からは（1）公共の場所の果実の採取（2）ゴミ問題（3）回覧板の問題（4）不動産の問題（5）食文化の違いというテーマが現れ、現行制度の問題からは（1）脱退一時金の不透明性というテーマが現れた。外国人介護士受け入れ担当者は地域住民との間で板挟みになりながらも外国人介護士の日本への適応のために奔走する重要な役割を担っていた。関係者を巻き込んだイベントや支援の整備を行うことで相互理解を図り、現状に即した制度設計を行う事がこの先の受け入れを円滑に行なう為に必要ではないかと考える。

キーワード：外国人介護士受け入れ担当者、岡山県、地域、介護現場、脱退一時金

1. 本研究の背景

日本の介護現場における人手不足は強まっており、介護労働者の確保が早急の課題となっている。日本の総人口は、2023年10月1日現在、1億2,435万人となり、65歳以上人口は3,623万人となり、高齢化率も29.1%となった¹⁾。総人口に占める75歳以上人口の割合は2070年には25.1%となり、約4人に1人が75歳以上の者となると推計されている¹⁾。また、厚生労働省が2024年に発表した第9期介護保険

*正会員 橋本財団ソシエタス総合研究所 研究員

事業計画に基づく推計によると、2026年度までに必要となる介護職員数は約240万人とされており、2022年度の介護職員数約215万人（厚生労働省の「介護サービス施設・事業所調査」）と比較すると、約25万人が不足すると見込まれている²⁾。さらに2040年度には、介護職員の必要数は約272万人に達すると予測されており、2022年度の介護職員数約215万人（厚生労働省の「介護サービス施設・事業所調査」）と比較すると約57万人の不足が予想されている²⁾。

この介護労働者の確保として外国人介護士の受け入れが期待されている一方で、外国人介護士を受け入れる事による介護労働者の賃金低下³⁾や、単純労働ではない文化や言葉の理解が必要とされる介護の仕事において、外国人介護士が果たしてどこまで出来るのか³⁾といった外国人介護士の受け入れを危惧する声も聞かれている。2023年度の「介護労働実態調査」においては、外国人介護労働者を受け入れている事業所はわずか13.4%にとどまり、全体の82.5%が受け入れていないことが明らかになった⁴⁾。さらに、現在受け入れを行っていない事業所のうち「今後も受け入れようとは思わない」とする事業所が57.6%と半数以上を占めており⁴⁾介護業界での外国人材の導入・定着が進むまでにはまだ時間を要することが予測される。介護労働者の確保が急務となっている現状において、外国人介護士の受け入れがなかなか進まないのはなぜなのだろうか？そこには一体どのような受け入れの課題があるのだろうか？先行研究では日本語教育の課題⁷⁾¹⁸⁾や施設の負担⁷⁾などが指摘されているが、本稿では外国人介護士の受け入れ側である施設の外国人介護士受け入れ担当者に注目し、彼らが外国人介護士を受け入れるにあたってどのような経験をし、どのような課題に直面しているのかを地域社会との関係と現行制度の問題を中心に考える。

2. 先行研究

熊谷⁵⁾は、地方において外国人介護士の受け入れの問題を考える際には、地域・介護施設・介護従事者間という3つの場面での課題を明らかにし、それらの課題の解決に向けての実践が必要となる事、地域という場面においての外国人労働者の存在の見えにくさを指摘し外国人との接触機会を確保する必要性を述べている。ここで言われている地域を中心とした研究に注目すると、中谷⁶⁾はインドネシアEPA看護師の状況についてのケーススタディの中でEPA看護師や介護士を日本社会により良く統合するにあたり日本の機関や社会からの支援の不十分さを指摘している。この日本の機関や社会からの支援の不十分さに関し、2018年に日本介護福祉士養成施設協会が介護福祉士養成施設の卒業生で介護施設や事業所に就職した外国人介護士達を対象に「日本の生活で困

っていること」を聞いた調査¹⁹⁾によると、車の購入、給料の安さ、保険や税金などの行政関連、年金の支払い、文化や言葉、不動産の賃貸などが挙がっていた。秋葉ら⁷⁾が秋田県で行った調査では、生活支援として医療面の付き添いや、遠方へ出るときの駅への送り迎えなど、施設の職員が業務時間外でもサポートを行っているだけでなく、雪の深い冬には自転車での買い物が難しい為、施設側が交通手段を補っていた。2020年に三菱UFJリサーチ&コンサルティングが行った外国人介護人材の受入れ実態等に関する調査研究事業⁸⁾によると、外国人介護職員に対する相談支援体制は、全体のうち「相談担当者を配置している」が85.0%にも上っており、外国人介護職員の就労環境や生活面に対する支援において、「住居の確保」56.2%「行政手続きや住まいの契約手続き等の支援」47.9%「携帯電話やインターネット等の契約解約手続き等の支援」36.8%の準に非常によく行われているが、「同居する外国人家族に対する支援」2.9%「周りの同じ出身国の外国人との交流の支援」3.4%「地域周りの日本人との交流の支援」5.1%など、地域交流や同郷の外国人との交流、同居家族への支援などは低い割合にとどまっており、羅⁹⁾の在留資格「介護」で働く外国人介護士を対象としたインタビュー調査では、職場や地域生活において外国人介護士だけではなく、彼（彼女）らの家族が地域で安心して暮らせるように地域との交流の場を活用することの必要性和、地域住民や受け入れ施設等、外国人介護士に関わる全ての人が相互の文化理解の為の教育や研修の場を持つことを勧めている。二階堂¹⁰⁾は、岡山県美作市の事例を取り上げ、技能実習生と日本人住民が顔の見える関係を構築するための条件を考察した調査の中で、外国人労働者の受け入れ拡大をめぐる議論があっても、そこには外国人労働者が日本の地域や職場でどのような課題を抱えているのかという外国人労働者当事者の視点が抜けていることや、外国人労働者の受入れ施設と地域社会の社会資源との連携の少なさの問題を指摘している。このように、外国人介護士受け入れに関する対応や調整は決して容易ではなく、受け入れ担当者は文化の違い、地域社会との関係ならびに制度的な問題など多面的な問題への対応や調整が求められている。

3. 理論的枠組み

調査者は、外国人介護士受け入れ会議の参与観察を通じ、受け入れの困難が個人の問題にとどまらず、文化的な認識の違いや制度の不備、地域社会との関係性といった構造的な要因によって生じていると考えた。また、日本と海外の福祉分野での勤務経験を踏まえ、外国人介護士と受け入れ側双方の視点を考慮する必要性を認識した。こうした背景から、本研究では、外国人介護士の受け入れに関する課題を分析する為に、批判理論 (Critical Theory) の枠組みに基づき、マリオン・ヤング (Marion Young)¹⁴⁾の「構造的不正義」(Structural Injustice)を適用し外国人介護士受け入れ担当者の経験を分析した。ヤング¹⁴⁾の「構造的不正義」理論では「5つの抑圧」(1) 搾取：特定の集団の労働力を利用して利益を得る状況 (2) 周辺化：特定の集団を社会参加から排除すること (3) 無力化：特定の集団に権威、地位、自尊心の欠如を起こすこと (4) 文化帝国主義：特定の集団の文化や規範がその価値観や規範を他の集団に押し付けること (5) 暴力：特定の集団に対する組織的な身体的、心理的暴力の脅威、という概念により、個人の行動ではなく社会の構造や制度が特定のグループに不利益をもたらすことで発生する構造的不正義を生む状況を説明している。ヤング²⁰⁾はまた、構造的不正義への対抗として全ての関係者が責任を共有し、過去の不正義の理解だけでなく、未来の不正義を減らすために協力して行動すべきだとする「責任の社会的つながりモデル」を提唱した。Meghani と Eckenwiler²¹⁾による米国における在留資格を持たない非市民の介護士に関する研究では、責任の社会的つながりモデルが構造的不正義への対抗として有効であることが示されている。

4. 研究方法

(1) 研究デザイン

本研究は、介護施設の外国人介護士受け入れ担当者が、外国人介護士の地域や職場での受け入れ過程においてどのような経験をし、どのような課題に直面しているのかを明らかにすることを目的とした。これにより地域や職場における外国人介護士受け入れの現状を理解し、それに基づく制度や現場での改善策の提言を行うことを目指す。本研究では、当事

者の視点を重視し、彼らの経験がどのような社会構造の影響を受けているのかを明らかにするため、批判的現象学の枠組み¹⁴⁾に基づいた質的研究を実施した。具体的には介護施設に勤務する外国人介護士受け入れ担当者へのインタビューを行い、そのナラティブを批判的理論の視点から主題分析 (Thematic Analysis) を使用して分析し、制度的・社会的な構造の影響を考察した。

(2) 研究地域

本研究は岡山県を対象とする研究プロジェクトの助成を受けたものであり、その枠組みのもとで調査を実施した。岡山県は2024年10月に都道府県で初めて地域住民との共生をもとに「岡山県外国人材等支援推進条例案」¹²⁾を公布しており、外国人材の導入に関して先進的な地域の一つである。本研究は、岡山県の外国人介護士受け入れの現場の実態を明らかにすることで、この条例の施策や支援策の検討や見直しにおいて貢献できるだけでなく、比較的先行研究が少ない中国地方の介護現場を対象とすることで、新たな知見を提供出来ると考える。

(3) 調査対象者

外国人介護士受け入れ担当者は、地域とのつながりがあり、住宅の手配など外国人介護士の生活面の世話や相談を行っている者とし、岡山県の介護施設において外国人受け入れ担当業務を最低でも1年間経験していることをリクルートの基準とした。

(4) リクルート方法とデータ収集

2023年12月から2024年5月までの6か月間の間で9つの介護施設より11名の外国人介護士受け入れ担当者からデータを収集した。データ収集にあたり、まずキーパーソンとなる岡山県の施設関係者からデータ収集に関してのアドバイスを受けた。コロナ禍であることもあり、部外者の訪問を制限している施設も多く、施設へのアクセスが難しい為、スノーボール・サンプリングを採用した。キーパーソンからの紹介を通じて施設にアプローチした他、日本語学校や監理団体・特定技能登録支援機関、インタビュー施設からの施設紹介を受けた。その後、対面またはオンラインでのインタビューを実施し、施設に訪

問可能な場合は施設を訪問してインタビューを行った。施設ではコロナの収束と再開が繰り返されていた為、こちらからの施設訪問が難しい場合にはオンラインでのインタビューがより適していた。インタビューは日本語で行った。外国人介護士受け入れ担当者の許可を取った上でインタビューを録音し、必要な情報はメモを取った。主要な質問については、さらに情報を得るためのプロンプトを追加した半構造化インタビューを行い、決められた質問に加えて自分の経験を自由に話すことが出来るようにした。インタビューは約1時間から1時間30分の間で行われた。

本研究では統計的な代表性よりも、多様な視点を深く理解することに焦点を当てている。参加施設は外国人介護士の受け入れの歴史が長い施設と短い施設の両方、特別養護老人ホームやグループホーム、介護老人保健施設など、多様な施設種別を含んでいる。また、受け入れ担当者には日本人と外国出身者が含まれるだけでなく、受け入れ担当者の職種も人事担当、施設長、介護福祉士、事務、ケアマネジャーなど多職種にわたることで外国人介護士の受け入れに関する多様な視点を得ることが出来た。

(5) データ分析方法

本研究では、質的調査分析ソフトウェア Quirkos を使用し、Braun & Clarke (2006) の Thematic Analysis に基づいて分析を行った。まず、インタビューの逐語録を Quirkos に取り込み、データの精読を行い、主要なパターンを抽出した。次に、Quirkos を用いてデータを意味ごとに区切り、「賃貸物件の貸し洩り」「賃貸物件に関する外国人への不当な疑念」などの初期コードを作成し、類似するコードを統合して「不動産の問題」などのサブテーマを形成し、それらをさらに統合して主要テーマを抽出した。テーマの見直しを行い、データを適切に反映しているかを検討し、修正を加えた後、確定した主要テーマを表1のように整理し、各サブテーマごとに代表的なナラティブを引用しながら分析を進めた。分析の信頼性を確保するため、岡山県内の介護施設における外国人介護士の指導担当者・受け入れ担当者会議の参与観察データ、外国人介護士や地域住民のインタビューデータと比較し、オンラインでの中間報告

会を通じてフィードバックを得るなどトライアンギュレーションを実施した。表1は、以上の分析プロセスを経て整理された主要テーマとサブテーマを示している。また、表1では、各主要テーマを表題として示し、その下にサブテーマと対応するコードを整理している。

(6) 倫理的配慮

本研究は橋本財団ソシエタス総合研究所倫理委員会の承認を得て行われた (参照番号 2301)。外国人介護士受け入れ担当者には、研究の目的を説明した文書と同意書を配布し、事前に同意を得た。また、本研究では個人を特定できる情報を使用せず、参加者のプライバシーに最大限の注意を払った。

5. 結果と考察

(1) 地域社会との関係

インタビューの結果、地域社会との関係が外国人介護士受け入れ担当者に大きな負担を与えていることが明らかになった (表1)。以下では、地域社会との関係に関する課題を5つのサブテーマに分類し、それぞれについて分析した。各サブテーマについて、ヤングの「構造的不正義」の枠組みを適用し、問題の背景と受け入れ担当者への影響を分析した。表1では、「地域社会との関係」をテーマとし、その下位に主要なサブテーマとコードを示した。さらに、それぞれのサブテーマに対応する具体的なナラティブを示し、受け入れ担当者が直面する課題を詳述した。尚、表内の番号 (1-1) は、表1のサブテーマに対応する番号である。

(2) 地域社会との関係に関する結果

1-1:公共の場所の果実の採取

受け入れ担当者の半数以上 (6名/11名) が、外国人介護士が街路樹や畑のあぜ道に生えている柿やざくろなどの果実採取の問題について言及した。日本人の受け入れ担当者が地域の果物の採取禁止を伝えていること、あるいはそのような話を聞いた経験を語った一方で、外国出身の受け入れ担当者は、自身の日本での生活経験に基づき、外国人介護士側の視点に寄り添った別の見方を提供した。彼女は「外国人にとっては『なんでとらない?もったいない』と

表1 地域社会との関係

地域社会との関係	サブテーマ	コード
1-1	公共の場所の果実の採取	外国人介護士が路上の果物を取ってしまう
【インタビュー】今でもありますか？街路樹の果実を取らないでほしいとか。 【受け入れ担当者】取らないでほしいっていうのは、今でもっていうか…来るたびに言わないと、来てすぐの人は分かんないんで、しつこく何回も言ってますね、その都度。		
1-2	ゴミ問題	ゴミ分別の困難
外国人介護士は…地域のマップとか分かりやすい資料、観光地とかじゃない地域の本当に純粋な、スーパーがどこにあって、っていう資料があればいいと思うのと、ゴミの捨て方も、市役所もけっこう中国語、英語、ベトナム語ぐらいまではあったのかな、なんだけど、もうちょっと多い言語に改良してくれたら助かるなと思いますね。		
1-3	ゴミ問題	ゴミ問題に関する地域住民からの偏見と誤解（素行が悪い外国人との混同）
やっぱり、同じアジア系だと見分けがつかず、素行が悪い外国人と同じように扱われてしまうのは本当にかわいそうですね。本当に真面目にやってる子もいるのでね。		
1-4	回覧板の問題	回覧板の使い方の指導と対処
日本人は当たり前だと思って回してる回覧板ですら、分からないですからね。これ、いつからここにあったのみたいな、ここで止まってたよみたいながあるので、やっぱりその辺りは。向こうは分かっているつもりで、ポンとポストに入れるんでしょうけど、彼女たちからしてみれば、何だこれ？みたいな。		
1-5	不動産の問題	賃貸物件の貸し渋り
アパートの契約のときに外国人ダメって言われることがたまにあるんです。		
1-6	不動産の問題	賃貸物件に関する外国人への不当な疑念
アパートでいうと、水道代込みの物件って結構あるんですよ。そしたら、今月やったら水道代が増えたと。だから、おたくのところに例えば独り身で借りてる部屋なんだけど、外国人だから何人も来て、いっぱい水使って、ただだと思って使っとんじゃねえんかとかいうのを言ってくる。		
1-7	不動産の問題	受け入れ担当者への荷重負担
身元の保証人、それは正直僕がなってますね。僕がアパート探すのに一緒に車出して見て回ったり、もう1人事務員が関わってくれて、不動産会社さんとのやりとりも、ほぼこちらでさせて頂いてっていうようなサポートはさせてもらってたんですけど、どうしても単独で入居するってなると身内の方が近くにいらっしやらないっていうのもありますし。審査があるみたいなのでそこでのサポートは。次々と何人も何人もそういう該当の外国人がいるとなると、僕も名前次々とはよう貸さんなっていうのは正直あるんですけど。		
1-8	食文化の違い	住居の壁への香辛料の匂いの染み込み
あとやっぱ、香辛料の匂い。これはすごい。別にクリームにもなんにもつながってはないんですけど、やっぱり退去した後のクリーニングでももう取れないんで、もうどうしようもないかなとは思ってますけどね、その辺がちょっと難しいですね。【インタビュー】そのときはまた余計にお支払いしたりとかするんです？【受け入れ担当者】もちろんそうです。		
1-9	食文化の違い	日本文化を受け入れることは日本の食べ物を食べられることでもあるという考え

自国のルールを貫き通す人がいると思うんです。…頑なに日本食いうものをから揚げ以外食べないんですね。あとは、もう香辛料たっぷりの物しか食べんのです。ですけど、あくまで日本の中で生活をしようと思うのであれば、そういった日本食であったり、文化というくくりで言ったらいいかもしれませんが、そこをちゃんと受け入れようとする姿勢というのは、あったほうがいいかなと思いますけどね

1-10	食文化の違い	異なる食習慣への戸惑いと近所への匂いの懸念
「こんにちは」って言ったら、すごいニンニクの臭いが来るんですけど、あれご近所の方、どうなんだろうって思う。それだけちょっぴり気になるんですけど…食べちゃ駄目だよとも言えずやっぱ食生活の違いですね。やっぱり日本食を食べていってもらいたいなっていうところもあるんですけどね、食べ物に慣れていくのは難しいんでしょうけど。		

感じることもある」と述べ、日本人は食べられるものを放置しており、それが無駄だと思えるのではないかと指摘し、「悪気があってやっているわけではなく、むしろ善意から果実を採取している可能性がある」と説明した。外国人介護士は日本の地域のルールを知らずに行動している可能性があり、日本では「公共の場の果実を取らない」理由を明確に教える必要があると指摘した。このことは、外国人介護士の文化的背景が考慮されず、一方的な指導が行われている可能性を示している。

1-2, 1-3: ゴミ問題

受け入れ担当者全員(11/11)が何らかの形でゴミ問題に言及した。特に地域のゴミステーションを利用する施設の中には、ゴミの分別が適切に行われないうために、ゴミステーションの閉鎖の危機や監視カメラの設置に至ったケース(1/11)があり、受け入れ担当者が地域への謝罪に奔走していることが報告された。その一方で、管理会社や受け入れ担当者がゴミの捨て方を説明し、ゴミステーションの掃除当番にも参加することで問題を防いでいる施設(2/11)もあった。その他の施設(7/11)でも、ゴミの分別の難しさや、ゴミステーションの利用に伴う掃除当番に介護士の不規則なシフトでは対応が困難なため、ゴミを施設に持ち込ませて処理する(2/11)、あるいは寮内で処理する(5/11)といった対策が取られていた。地域住民からは、ゴミの分別が適切に行われていないことへの不満と夜間のゴミ捨てを見張るといった事例が語られた(3/6)。また、施設の外国人介護士が適切に分別していても、同じアジア系であるという理由から、間違ったゴミ出しをする人と混同されるなど地域住民からの誤解や偏見が発生していた

(2/11)。さらに一部の地域では、このようなゴミ問題が外国人への賃貸物件の貸し渋りにつながるケース(1/11)も見られた。このような状況に対し、外国出身の受け入れ担当者は「外国人だから全部じゃなくて、あとわからないからやってる…わざとやってるんじゃないから…実際に小さいところに親がそういう風にやってるのを見てないから、私たちにとってはどれが正しいかわかってないから…教えて」と外国人介護士に寄り添った見解を示し、外国人介護士が日本のゴミ捨てのルールを理解していないまま批判されている状況と、地域における外国人全体への偏見を明らかにした。

1-4: 回覧板の問題

受け入れ担当者の半数以上(6/11)が、回覧板の扱いに関する問題について言及した。特に外国人介護士が回覧板を見ても次の対処方法がわからず、その結果、回覧板を止めてしまう問題が発生していた。外国出身の受け入れ担当者は自身の経験を振り返り「そういう習慣がないから、それはすごい負担」と述べ、外国人介護士にとって回覧板の扱いが難しい理由を指摘した。この状況に対し、受け入れ担当者は回覧板の扱い方を指導するだけでなく、回覧板が回ってきた際に内容の写真を撮って送るよう促し、必要な指示を出すといった対応を行っていた。

1-5, 1-6, 1-7: 不動産の問題

受け入れ担当者の約半数(5/11)が不動産に関する課題について言及した。特に外国人への賃貸拒否が大きな問題となっており、寮のない施設では住居探しが困難となるケースが見られた。保証人の確保も大きな課題であり、役員や受け入れ担当者や登録

支援機関が保証人となる(4/11)、事業所と取引のある不動産会社を紹介する、事業所名義で契約するなどの対応が取られていた。また、外国人介護士が夜間に集まり騒音の苦情を受けるケース(4/11)や、引き渡し時の部屋の清掃不備(2/11)などの問題も報告された。さらに、地域住民から不当な差別発言を受ける事例も見られた(3/11)。

1-8, 1-9, 1-10 : 食文化の違い

受け入れ担当者の一部(4/11)が香辛料の匂いの問題について言及した。特に、壁に香りが染みつき退去時に追加の清掃料金を請求される不動産上の課題(1/11)が報告されたほか、近隣への料理の匂いの影響の懸念(1/11)が語られた。また、ご飯を食べに連れて行っても特定の料理しか食べないことに対する困惑(3/11)や、「日本の文化を受け入れるということとは日本の食べ物を受け入れることでもある」という考え、せっかく日本に来たのだから日本の食文化に慣れてほしいという希望(3/11)も聞かれた。

(3) 地域社会との関係に関する考察

ヤングの『構造的不正義』の枠組みを用いて外国人介護士受け入れ担当者の経験を分析した結果、「周辺化」と「文化帝国主義」という2つの抑圧が受け入れ過程において顕著に見られた。

まず、日本のルールや慣習が「暗黙の了解」として機能し、説明なしに適応を求められる状況は、「文化帝国主義」¹⁴⁾に該当する。例えば、公共の場所の果実の採取(1-1)では、外国人介護士は「果実を取るな」と一方的に指導されても、その行為の文化的背景が議論されることはなかった。ゴミ問題(1-2、1-3)では、日本のゴミ分別のルールが前提とされ、外国人介護士に十分に理解されていないまま適応が求められた結果、分別できないことが「わざと分別しない」のではないかという誤解や、「外国人は皆ゴミを分別しない」という偏見につながっていた。さらに、この誤解や偏見が住居資源へのアクセス制限を引き起こし、外国人介護士の「周辺化」¹⁴⁾につながっていた。外国人介護士受け入れ担当者はゴミの分別方法の多言語化を要望し、施設側は施設や寮内でゴミの処分を行うなど、外国人介護士が直面する構造的不正義に対し、責任を共有する行動をとって

いた。また、不動産の問題(1-5, 1-6, 1-7)における騒音や清掃に関するトラブルでは、日本の居住文化を前提とし、それに適応することが求められていた。一方で、地域住民や賃貸業者の視点からは、騒音や清掃の問題が実際のトラブルの要因となっていることも事実である。食文化の違い(1-8, 1-9, 1-10)では、外国人介護士の食生活や生活習慣が「異質なものと捉えられ、日本の食文化への適応が求められる場面が見られた。「日本で生活するなら、日本食や文化を受け入れる姿勢が必要」と明確に期待されるケースでは、日本の食文化が前提とされ、外国人介護士の文化的背景が考慮されていなかった。一方で「食べちゃダメとも言えないが、日本食に慣れてほしい」という無意識の期待も、日本の食文化が基準とされ、異なる文化が十分に考慮されていない状況を示していた。これらは支配的な文化が標準とされ、外国人介護士に適応が求められる構造的不正義といえる。このように、食文化の適応をめぐるのは、外国人介護士が明確に日本食への適応を期待される場面と、無意識のうちに日本食を食べることが当然視される場面が混在していた。また、強い香辛料の匂いが壁に染みつくことによる施設の清掃の負担は現実的な問題であり、双方の視点を考慮した賃貸住宅のルール策定や、外国人向け住宅の整備が求められるだろう。

次に、外国人介護士が地域の情報や不動産などの社会資源へのアクセスを制限されることは、「周辺化」¹⁴⁾に該当する。回覧板の問題(1-4)では、回覧板が日本語のみで運営されているため、外国人介護士は地域の情報を得られず、回覧板の流れを止めてしまうケースがあった。これに対し、受け入れ担当者が回覧板の内容の写真を確認し、必要な指示を出す対応は、外国人介護士が地域の情報から取り残されず、地域に円滑に参加するための支援といえる。不動産の問題(1-5, 1-6, 1-7)では、外国人介護士への賃貸拒否や不動産資源へのアクセス制限の状況が、秋葉ら¹⁵⁾による秋田県での調査結果とも一致している。同調査では、外国人向けの賃貸住宅が不足しているだけでなく、外国人との契約を拒否する物件も多く、公的なコーディネートの一環の必要性が指摘されていた。

こうした状況の中でも、受け入れ担当者は、外国

人介護士の生活指導や支援、賃貸契約の保証人など、多岐にわたる役割を担い、地域社会との調整を行っていた。しかし、制度的なサポートが不十分であったり、地域からの協力が得られない場合には、受け入れ担当者個人に受け入れの責任や負担が過度に集中してしまうことで、受け入れ担当者への「搾取」¹⁴⁾が生じる恐れがある。このような状況が続けば、受け入れ担当者の負担はさらに増大し、外国人介護士の受け入れが一層困難になるだろう。外国人介護士の地域社会での経験を、単なる個人の適応の問題ではなく、日本の制度や規範が前提化されることで、それに適応できない人々が周辺化される構造的不正義として捉える必要がある。その解消には、ヤングの「責任の社会的つながりモデル」を適用し、ゴミ分別のルールや地域情報の多言語化、住居環境の改善など、関係者全体で受け入れの責任を共有する仕組みが求められる。

表2 制度上の課題

制度上の課題	サブテーマ	コード
2-1	脱退一時金制度の不透明性	脱退一時金の手続きが増える事で受け入れ担当者の負担が大きい
【受け入れ担当者】脱退一時金。国の制度に問題があるっていったらそれかなと思って。もうちょっと何か、戻ってもらってきたいみたいなのが盛んに行われるような風潮を正すことはできないのかな。払っぱなしで、年取ってから日本にいないのに、もらえないのは可哀そうっていう気持ちもあるんですけど、そのために5年に1回ぐらい国に戻ってお金もらえる手続きだけしてまた、1回やめたのにここに帰ってくるっていうのはやっぱりおかしいんじゃないかなと。【インタビューア】その手続きがね。【受け入れ担当者】大変じゃないですか。どんどん、たくさんの外国人労働力を国に入れようとしているのであれば、別のものを作ってほしいなと思っています。		

(5) 制度上の課題に関する考察

現行制度では、外国人介護士が5年間日本で勤務した後に帰国し脱退一時金を受け取ることは可能だ¹⁶⁾が、国の制度として新たな仕組みを導入することで、受け入れ担当者の負担軽減や制度の不透明さの解消が期待できる。特に、外国人介護士は日本の介護現場を支える労働力として貢献しているにもかかわらず、脱退一時金の受給には完全帰国が求められる点は、ヤングの「搾取」¹⁴⁾に該当する。脱退一時金を巡る議論としては、①社会保険制度は集団内でリスクを分散する仕組みであるため、外国人労働者

(4) 制度上の課題に関する結果

次に、インタビューで語られた制度上の問題について述べる(表2)。1名の外国人介護士受け入れ担当者(1/11)が、脱退一時金の不透明性について言及した。この施設では年に数回、一度に3~4人の外国人介護士を受け入れ、現在は30名以上の外国人介護士が勤務している。その中には脱退一時金を受け取る為に一度施設を退職し、取得した後に同じ施設に戻ってきたケースもあった。介護施設にとって、既にその場所での勤務経験がある外国人介護士が戻ることは戦力として歓迎されるであろう。しかし、複数の外国人介護士を雇用している施設では、受け入れ担当者の脱退一時金の手続きにかかる負担が増大する可能性がある。また、手続きのために一度帰国し、再び同じ施設に戻るケースが今後も増えた場合、脱退一時金制度の透明性や適正な運用に関する問題が生じるのではないかと懸念されていた。

への特別な仕組みは不要とする意見¹⁷⁾、②在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、将来的に年金受給につなげやすくすべきという意見¹⁶⁾、③保険料納付が老齢年金に結びつかない外国人には脱退一時金の必要性が高まっている為、脱退一時金の制度を見直す必要があるという意見¹⁶⁾がある。本研究の調査結果は、現場の受け入れ担当者の声に基づくものであるが、社会保障審議会での、再入国が予定されている場合の脱退一時金の清算に違和感がある¹⁶⁾という意見とも一致している。

5. 提言

本研究では、岡山県の介護施設における外国人介護士受け入れ担当者の経験を分析し、特に地域社会との関係および現行制度の問題に焦点を当てた。その結果を踏まえ、以下の提言を示す。

(1) 地域社会との関係における提言

外国人介護士の地域社会への適応を促進し、住民との相互理解を深めるために、以下のような取り組みが求められる。

①異文化の理解と尊重を促す

地域住民と外国人介護士が共に参加出来る文化交流の機会を設け、相互理解を深める。

②多言語対応の拡充

ゴミの分別や回覧板の内容など、地域生活に必要な情報を多言語で提供するシステムを構築する。

③住居資源に関するサポートと不動産契約の改善

外国人介護士向けの専用住宅や住居支援の制度を整備する。また不動産契約における差別を防ぐためのガイドラインを策定する。

④受け入れ担当者への支援

必要な手続きに関する助言や支援システムを構築することで受け入れ担当者の負担を軽減する。

(2) 制度上の課題への提言

外国人介護士の受け入れに関する現行制度の改善に向けて以下のような取り組みが求められる。

①手続きの透明化と簡素化

脱退一時金の手続きに関する詳細な情報を多言語で提供し、手続きのプロセスを簡易化する。

②オンラインによる手続きの導入

完全帰国せずにオンラインで手続きを完了できるシステムを導入し、外国人介護士と受け入れ施設双方の負担を軽減する。

③制度の見直し

外国人介護士の滞在期間に適した制度へと脱退一時金制度を見直す。

④受け入れ担当者への支援

受け入れ担当者が脱退一時金の手続きに関するサポートを受けられる仕組みを構築する。

⑤社会保険制度の改善

外国人介護士が日本の社会保険制度に公平に参加

できるよう、保険料の掛け捨てを防ぐ、あるいは別枠の保険の仕組みを導入する。

6. 結論

外国人介護士の受け入れにおける現状の課題を解決する為には、地域社会との連携、制度の透明化と外国人介護士受け入れ担当者への支援も含めた適切な支援体制の構築が不可欠であると考ええる。ヤングの理論にもあるように関係者全員が構造的不正義への責任を共有することで、外国人介護士受け入れ担当者は外国人介護士が日本で安心して働き、地域社会に適応できる環境を整える事が出来るようになるであろう。また、それによってこの先日本に必要な介護人材の受け入れがスムーズに行なわれることを期待する。

7. 研究の限界と課題

本研究の限界として、調査対象が県南地域に偏り、県北の施設は1施設のみであったため、この調査結果を岡山県全域に一般化することが難しい点が挙げられる。しかし、外国人介護士受け入れ担当者が経験している具体的な課題について検討できたことは意義があるものと考ええる。今後の研究課題として、県北や他地域の施設も対象に含め、外国人介護士受け入れ側の経験する課題についてより包括的な検討を行うことを挙げたい。

8. 参考文献

- 1) 内閣府. 令和6年版高齢社会白書(全体版). 第1章 高齢化の状況. 令和6年 [引用日: 2024年12月19日]. Available from: https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2024/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf
- 2) 厚生労働省. 福祉人材確保対策の取り組みについて. 令和6年7月12日 [引用日: 2024年12月21日]. Available from: <https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/001274765.pdf>
- 3) 石橋真二. 外国人労働者の受け入れと、介護の技能と技術、日本語能力・コミュニケーションの重要性. 公益社団法人日本介護福祉士会. 第8回第6次出入国管理政策懇談会で提出された資料. 平成26

年4月21日 [引用日: 2024年12月21日]. Available from: <https://www.moj.go.jp/isa/content/930003011.pdf>

4) 公益財団法人介護労働安定センター. 介護労働実態調査概況報告書. 2024年. 公益財団法人介護労働安定センター; [引用日: 2024年12月28日].

Available from: https://www.kaigo-center.or.jp/content/files/report/2023_jittai_chousagaiyou.pdf

5) 熊谷大輔. 日本人介護福祉従事者が抱く外国人介護福祉従事者に対する意識調査—青森県八戸市における高齢者福祉施設職員へのアンケート調査より一. 八戸学院大学紀要. 2018; 56:87-98.

6) Nakatani J. Work-Life Aspirations of Foreign Nurses in Japan: Lessons from the Lived Experience of an Indonesian Male Nurse. Asian Studies. 2022; 1:495-499. Amsterdam University Press. ISBN:9789048557820. DOI:<https://doi.org/10.5117/9789048557820/ICAS.2022.057>

7) 秋葉丈志, 嶋ちはる, 橋本洋輔. 外国人介護人材受け入れの動向〜拡大・分化する制度のもとで. 国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要. 2019; 9:1-14.

8) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング. 外国人介護人材の受入れ実態等に関する調査研究事業. 令和2年3月 [引用日: 2025年12月28日]. Available from: https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2022/11/houkatsu_07_1-04.pdf

9) 羅珉京. 在留資格「介護」で働く外国人介護人材が抱える生活課題の検討—当事者へのインタビューデータの分析. 長野大学要. 2023;44(3):97-105.

10) 二階堂裕子. 外国人技能実習生と地域住民の顔の見える関係の構築—岡山県美作市における地域再生の試み—. 社会分析. 2019; 46:63-81.

11) Magri E, McQueen P. Critical Phenomenology: An Introduction. Polity; 2022. 240 p. ISBN: 978-1-509-54113-3.

12) 岡山県. 岡山県外国人材等支援推進条例. 令和6年9月定例会発議. [引用日: 2024年12月28日]. Available from:

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/936521_8976492_misc.pdf

13) Braun V, Clarke V. Using thematic analysis in psychology. Qualitative Research in Psychology. 2006;3(2):77-101. DOI:10.1191/1478088706qp063oa

14) Young IM. 正義と差異の政治. 飯田文雄, 荻田真司, 田村哲樹, 河村真実, 山田祥子, 訳. サピエンティア 60. 法政大学出版局; 2020. ISBN:

978-4-588-60360-0. C3331.

15) 秋葉丈志, 嶋ちはる, 平田友香, 玉井寛. 秋田県における外国人介護人材受け入れの展望と課題. 国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要.

2022;14:5-19. [引用日: 2024年12月27日]. Available from:

https://www.jstage.jst.go.jp/article/iasrc/14/0/14_5/_pdf/-char/ja

16) 厚生労働省. 第20回社会保障審議会年金部会. 脱退一時金について. 2024年11月15日. [引用日: 2024年12月27日]. Available from:

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001332275.pdf>

17) 嵩 さやか. 介護職員の労働条件と外国人労働者受け入れの現状. 日本労働研究機構雑誌. 2022年7月;55-65. [引用日: 2024年12月26日]. Available from: <https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2022/07/pdf/055-065.pdf>

18) 橋本美香, 釧持朝子, 伊藤就治, 高梨友也. 地方都市で就労する経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護士が求める支援. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部紀要. 2020; 10:73-84.

19) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会. 介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業 アンケート調査 報告書. 2019年3月;180 [引用日: 2024年12月27日]. Available from: <https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2022/07/pdf/055-065.pdf>

20) Young IM. 正義への責任. 岡野八代, 池田直子, 訳. 東京: 岩波書店; 2014 Jun 25. ISBN: 9784000259637.

21) Meghani Z, Eckenwiler L. Care for the caregivers? transnational justice and undocumented non-citizen care workers. IJFAB: Int J Fem Approaches Bioeth. 2009;2(1):77-101.

【2025.1.5 受稿 2025.3.15 受理】